



# 特集

## DV（ドメスティック・バイオレンス）と 児童虐待－DVは子どもの心も壊すもの－



DOMESTIC VIOLENCE

CHILD ABUSE

[DVと児童虐待の関係](#)
[DVとは](#)
[児童虐待とは](#)
[事例](#)
[子どもへの影響](#)
[あなたの周りに心配だなど思う人はいませんか？](#)  
[自分にあてはまるかもというときは](#)
[主な相談窓口](#)
[関連サイト](#)

### DVと児童虐待の関係

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。

子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの**心理的虐待**にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。



### DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「**配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力**」という意味で使用されることが多いです。

#### ◆ 身体的暴力 ◆

- 平手でうつ
- げんこつでなぐる
- 足でける
- 髪をひっぱる
- 首をしめる
- 物をなげつける
- 腕を強く掴む
- 強くゆする

#### ◆ 精神的暴力 ◆

- 大声でどなる
- 何を言っても無視して口をきかない
- 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 子どもに危害を加えると言っておどす
- 実家や友人とつきあうのを制限する

#### ◆ 性的暴力 ◆

- 無理矢理アダルトビデオ等を見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない

#### ◆ 経済的暴力 ◆

- 生活費を渡さない
- 勝手に借金を作り、返済を強制する

## 児童虐待とは

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に行うもので、殴る、蹴るなどの**身体的虐待**や、**性的虐待**だけでなく、**心理的虐待**や**ネグレクト**も含まれます。

### ◆ 身体的虐待 ◆

- 殴る
- 蹴る
- 叩く
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる など

### ◆ 性的虐待 ◆

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にするなど

### ◆ ネグレクト ◆

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 病気になっても病院に連れて行かない
- 子どもに関心を持たず、育児を放棄する など

### ◆ 心理的虐待 ◆

- 言葉による脅しや無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

[関連リンク：児童虐待の定義（厚生労働省）](#)



DV・児童虐待に関する相談はこちら



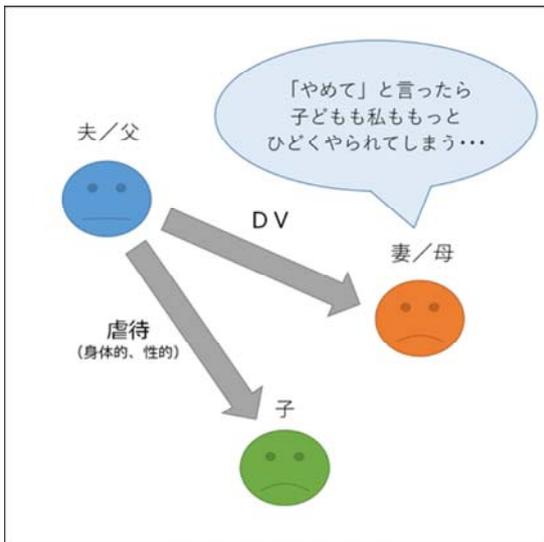
[このページの先頭へ](#)

## 事例

DVと児童虐待が同時に行われている事例には次のようなものがあります。

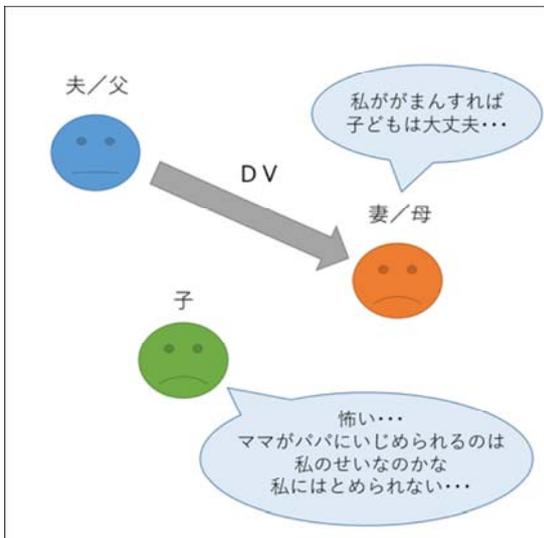
※ここでは、夫／父から妻／母へDVが行われている事例を示していますが、妻／母から夫／父へ、または同性のパートナー間でDVが行われていることもあります。

### （1）子がDV加害者から直接暴力を受ける事例



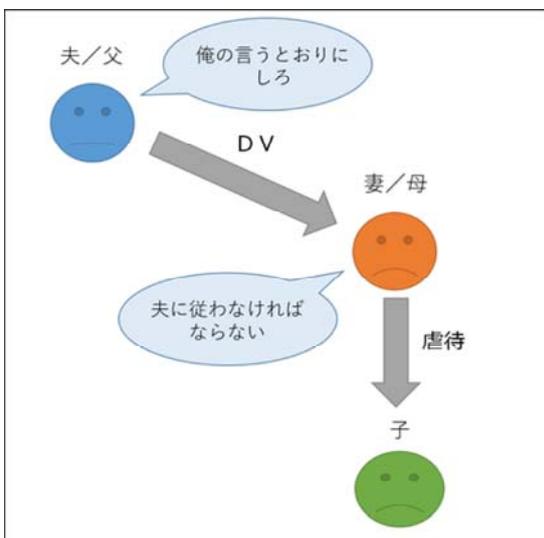
DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心から判断力や感情がまひしてしまい、子どもに対する暴力を制止できなくなる場合があります。

### (2) 子の前でDVが行われる事例 (面前DV)



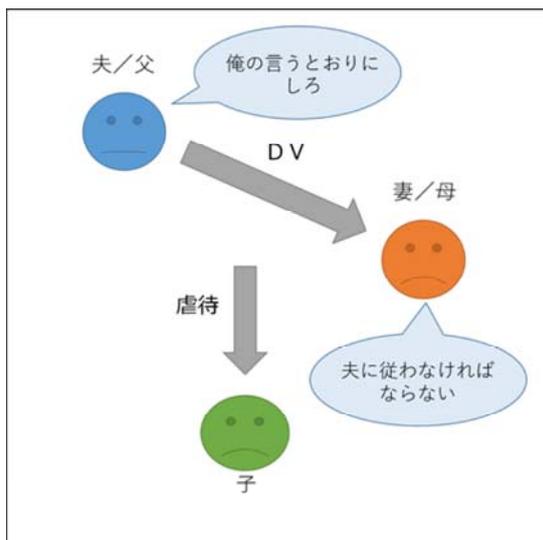
子どもの前でDVが行われること(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。

### (3) 子がDV被害者から虐待を受ける事例



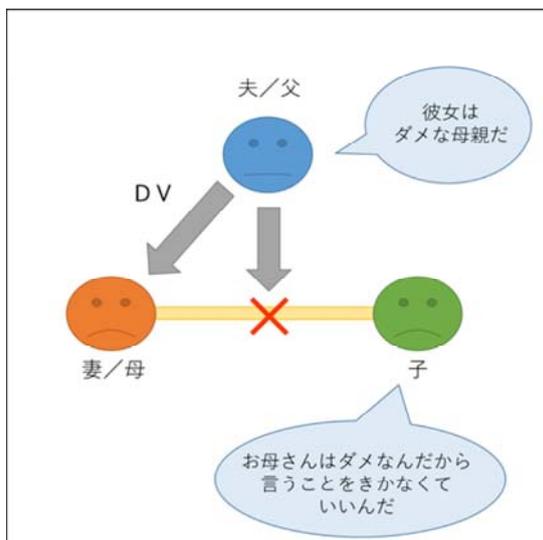
継続してDV被害を受けていると、感情がなくなり、加害者から言われるままに、子どもを虐待してしまうこともあります。

#### (4) 子が加害者とDV被害者双方から虐待を受ける事例



DV被害を受けていると、加害者に対する恐怖心から逆らうことができなくなり、一緒になって子どもを虐待してしまうこともあります。

#### (5) 加害者がDV被害者と子どもの関係を壊す事例



加害者が被害者の悪口を子どもに言い続けることで、子どもが被害者を軽んじるようになり、被害者と子どもとの関係が壊れてしまうこともあります。

※事例は、春原由紀「子ども虐待としてのDV」（星和書店）を参考に作成



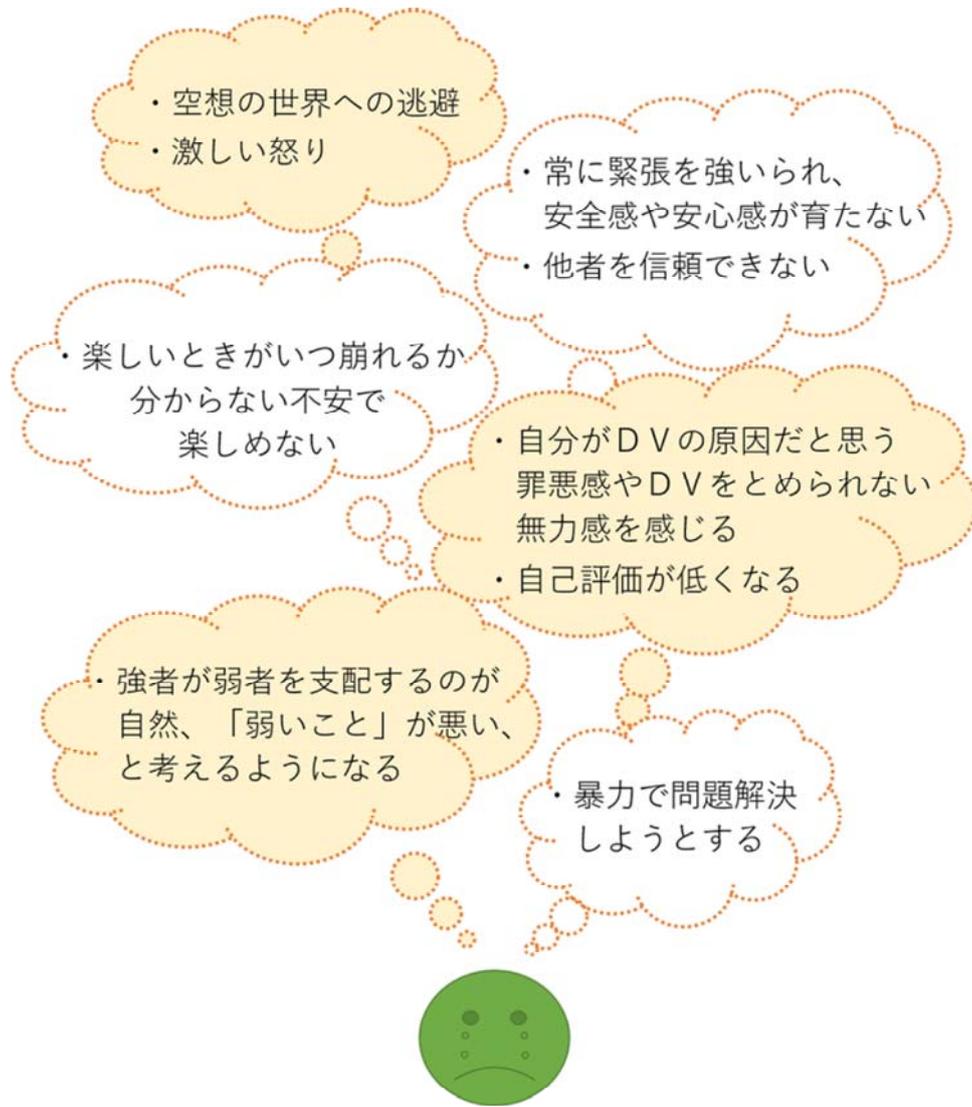
DV・児童虐待に関する相談はこちら



[このページの先頭へ](#)

#### 子どもへの影響

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どものころやからだに様々な影響を与えているといわれています。



DV・児童虐待に関する相談はこちら



[このページの先頭へ](#)

あなたの周りに心配だと思われる人はいませんか？

DVに気づいたら・・・

DVは潜在化しやすい問題です。

周りの人から相談されたり、気づいた時には、  
 ぜひ「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。

「なんでもっと早く言ってくれないの？」「OOだからダメなんだ！」  
 「あなたにも悪いところがあるんじゃない？」などと、  
 被害を受けている人を責めたり、話を否定しないでください。  
 話したり、相談してくれるのは、きっとあなたを信頼しているからこそ。

DVは自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。  
 被害にあっている人は相談をためらっているかもしれません。

相談された、被害に気づいたあなたは  
被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、  
その人を支えてください。

また、身体的暴力を受けている人を見つけた場合は、  
配偶者暴力相談支援センターや警察への通報に努めてください。  
緊急の場合は迷わず110番通報してください。

連絡した人や、その内容に関する秘密は守られます。

虐待かもと思ったら・・・

虐待を受けている子どもや、虐待してしまっている親は、  
自分から「助けて」と言いにくいかもしれません。  
そもそも虐待だと思っていないかもしれません。

子どもは、殴られる、閉じ込められる、食事を与えられないなどのことをされても、  
「自分が悪いからだ」と自分を責めていることがあります。

親は、虐待してはいけないと思っても、  
その行為をとめられなくなってしまうことがあります。  
「助けてほしい」「誰かとめてほしい」と思っていることも少なくありません。

虐待かもと思ったら、  
お住まいの市町村、児童相談所までご相談ください

「児童相談所全国共有ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。  
通告・相談は、匿名で行うこともでき、  
通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル 189



自分にあてはまるかもというときは

ひとりで悩まずに相談してください

DVも児童虐待も、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。  
相談してみることで、  
ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。  
プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

DV相談ナビ 0570-0-55210

**DV相談ナビ** 0570-0-55210  
 近隣者等からの暴力 ここに でんわ  
 ひとりで悩んでいませんか？

相手というと、怖いと感じたり驚いたりしていませんか？  
 暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、  
 交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を  
 渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、責任に帰かしな  
 いなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深  
 部になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにがかわらない」と  
 感じているら、一度ご相談ください。

● 被害者からの通報に、おたがけの電話料を無料にします。  
 ● 緊急時からのみならず、夜間緊急対応（18時以降電話）からも  
 つながります。  
 全国の自治体関係機関

**DV相談ナビ 0570-0-55210**

By using this service, you will be automatically connected to your closest Special Helpline Counseling and Support Center.  
 相談窓口の所在地は各都道府県ホームページをご覧ください。 http://www.gender.go.jp/iv-website.html

相談窓口の詳細は以下へ!!

主な相談窓口

## DV（ドメスティック・バイオレンス）相談窓口

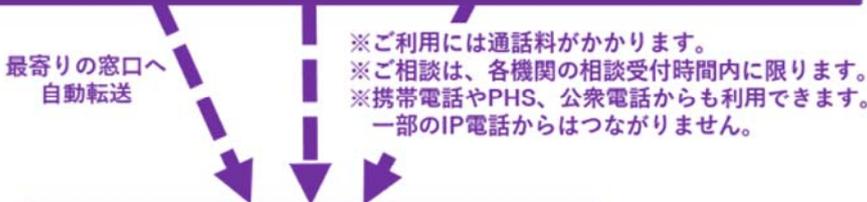
ひとりで悩まないで！ 早めの相談が問題解決への第一歩です。



**DV相談ナビ** ここに でんわ

**0570-0-55210**

相談や連絡に関する秘密は守られます。



各都道府県の中核的な相談機関

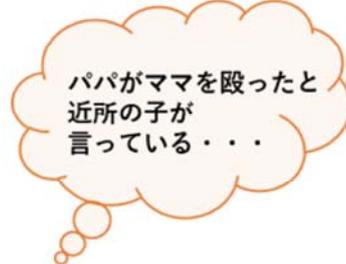
専門家が対応いたします

その他の相談窓口

- [全国の配偶者暴力相談支援センター](#)  
 (携帯電話からは[こちら](#))
- 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
- 警察相談専用電話 #9110  
 (最寄りの警察署でも対応します。)

## 児童虐待 相談窓口

こんなときはすぐにお電話ください！



児童相談所  
全国共通ダイヤル



いちはやく

189

通告・相談は、匿名で行うこともでき、  
通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

※一部のIP電話はつながりません。  
※通話料がかかります。

お近くの児童相談所

専門家が対応いたします

### その他の相談窓口

- [全国の児童相談所](#)  
(携帯電話からは[こちら](#))

### 関連サイト

- [配偶者からの暴力被害者支援情報](#) (内閣府男女共同参画局)
- [DV相談ナビ](#) (内閣府男女共同参画局)
- [児童虐待防止対策](#) (厚生労働省)
- [児童相談所全国共通ダイヤル189](#) (厚生労働省)

[このページの先頭へ](#)



## **男女共同参画とは**

[「男女共同参画社会」って何だろう？](#)

[法律](#)

[基本計画](#)

[男女共同参画に関する予算](#)

[男女共同参画白書](#)

[成果目標・指標](#)

[シンボルマーク](#)

[用語集](#)

## **主な政策**

[女性の活躍促進](#)

[女性の活躍状況の「見える化」](#)

[ポジティブ・アクション](#)

[仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）](#)

[女性に対する暴力の根絶](#)

[男性にとっての男女共同参画](#)

[地方との連携](#)

[災害対応](#)

## **推進本部・会議等**

[男女共同参画推進本部](#)

[男女共同参画会議](#)

[専門調査会](#)

[検討会](#)

[男女共同参画推進連携会議](#)

## **国際的協調**

[国際規範・基準](#)

[国際会議](#)

[国連機関](#)

[諸外国との協力関係等](#)

## **広報・報道**

[広報誌「共同参画」](#)

[メールマガジン](#)

[報道発表資料](#)

[フォトギャラリー](#)

[パンフレット・リーフレット](#)

[ビデオ・DVD](#)

[キャンペーン](#)

[イベント・シンポジウム](#)

[表彰](#)

[夫婦が本音で話せる魔法のシート「〇〇家作戦会議」](#)

[男性の家事・育児参画コンセプトポスター](#)

## **基本データ**

[調査研究等](#)

[世論調査](#)

[成果目標・指標](#)

[女性の活躍状況の「見える化」](#)

[国際関係データ](#)

[その他](#)

[アクセシビリティ](#)

[サイトマップ](#)

[このホームページについて](#)

[プライバシーポリシー](#)

[アクセス](#)



**男女共同参画局**  
内閣府 Gender Equality Bureau Cabinet Office

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号 03-5253-2111（大代表）

法人番号：2000012010019

Copyright 2016 Gender Equality Bureau Cabinet Office.